

浜田市告示第 38 号

浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱の一部を改正する
告示

浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱（令和 5 年浜田市告示
第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（事前の申出）

第 7 条の 2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、
補助金の交付を受けようとする年度の前年度の 9 月 30 日までに、次条に
規定する交付申請を行う旨を市長に申し出るものとする。

第 8 条第 1 項中「する者」を「する申出者」に改める。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。